

自主的避難等対象区域（川俣町）で家族と居住していた申立人について、旧避難指示解除準備区域内（川俣町）に事務所を有する会社の取締役を務めていたところ、原発事故により同事務所が県外に移転したことに伴い、自身も単身赴任したことを考慮し、平成29年3月分までの生活費増加費用が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（ただし、下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

- （1）生活費増加費用（面会及び一時帰宅費用）
- （2）生活費増加費用（家財道具購入費用）
- （3）生活費増加費用（二重生活に伴う増加費用）

2 期間 平成23年6月2日から平成29年3月末日まで

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、金3,650,602円の支払義務があることを確認する。

（内訳）

- | | |
|-------------------------|------------|
| （1）生活費増加費用（面会及び一時帰宅費用） | 2,850,602円 |
| （2）生活費増加費用（家財道具購入費用） | 100,000円 |
| （3）生活費増加費用（二重生活に伴う増加費用） | 700,000円 |

第3 支払方法

（省略）

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（ただし、同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年12月13日

（仲介委員 脇奈穂子）